

平成31年4月1日
国土交通省東京航空局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「東京国際空港警備業務請負（平成31年度～平成33年度）」の落札者決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「東京国際空港警備業務請負（平成31年度～平成33年度）」については、平成31年2月4日に開札を行い、落札者を決定し、次のとおり契約を締結しました。

- 1 契約の相手方の住所、名称
東京都港区赤坂1-1-16
首都圏ビルサービス協同組合
代表理事 阿南 一成
- 2 契約金額
3,266,591,328円（税込）
- 3 実施期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 警備業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質
 - (1) 業務内容
警備統括、警備システム監視、巡回警備、SRA立入検査、離礁警備、庁舎等警備
 - (2) 業務の実施に当たり確保される質
 - ① 信頼性の確保のため、本業務の不備に起因して、警備システム監視及び巡回警備による警戒・監視業務が停止しないこととし、代替要員及び代替車両の確保によりシステム監視及び巡回警備の不稼働時間発生件数0件を目標値とする。
 - ② 信頼性の確保のため、業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこととし、空港の運用に影響を与える人身事故及び物損事故の発生件数0件を目標値とする。
 - ③ 緊急事案発生時の措置として、制限区域及び庁舎内に侵入した不審者及び不審車両に対し、適切な警備措置を行うこととし、制限区域及び庁舎内へ侵入した不審者及び不審車両に対して適切な警備措置ができない件数0件を目標値とする。ただし、監督職員が措置困難と認めた場合を除く。
- 5 国土交通省東京航空局に対して報告すべき事項

- (1) 民間事業者は、月間勤務予定表を原則として、前月25日までに監督職員あてに提出し承認を受けること。
- (2) 民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報、月間日程実績表、月間勤務実績表を作成し、監督職員に提出すること。民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した警備日誌、事案事故報告書、入退庁受付表、鍵貸出簿)、遺失・拾得物取扱記録簿、臨時駐車票申請書、臨時駐車票申請書、来訪者駐車票貸出簿を作成し監督職員へ提出すること。
 - ① 民間事業者は、国土交通省東京航空局が指定する時間までに、前日の警備の状況等必要事項を記入の上、監督職員に提出すること。ただし、事案・事故報告書についてはその都度、監督職員の指示に従い、必要事項を記入のうえ提出すること。
 - ② 民間事業者は、毎月の勤務終了後、速やかに月間勤務実績表を作成し提出すること。また、民間事業者は、一定期間の作業が完了した旨を監督職員へ通知すること。
- (3) 国土交通省東京航空局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは民間事業者に対し、本業務の状況に関する必要な報告を求め又は民間事業者の事務所（業務実施場所を含む）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

6 秘密を適切に取り扱うために必要な措置その他の工事の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して東京航空局が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(2) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、予め国土交通省東京航空局の承認を受けなければならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

- ① 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
- ② 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

(6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 警備員の心身の健康状態の把握

民間事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律57条）に定められる警備員等の健康管理に加え、警備業務に必要な措置及び日常から警備員等の心身の健康状態を把握する措置をとること。

(8) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(9) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(10) 権利義務の帰属等

- ① 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国土交通省東京航空局の承認を受けなければならない。

(11) 引継ぎ

- ① 現行の民間事業者からの引継ぎ
国土交通省東京航空局は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現に本業務を実施している民間事業者に指示するとともに、新たに実施することとなった

民間事業者に対して必要な措置を講じて、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の民間事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

② 本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

国土交通省東京航空局は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の民間事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

(12) 再委託の取扱い

- ① 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他の管理の方法）について記載しなければならない。
- ③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで国土交通省東京航空局の承諾を受けなければならない。
- ④ 民間事業者は、上記②及び③により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- ⑤ 再委託先は、上記の秘密の保持等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、国土交通省東京航空局との契約によらない自らの業務の禁止については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(13) 契約変更

国土交通省東京航空局及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はやむを得ない事由等により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれ相手方の承認を受けなければならない。

(14) 契約解除

国土交通省東京航空局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- ② 法第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ③ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

- ④ 上記③に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ⑤ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑥ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- ⑦ 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ⑧ 暴力団員を、業務の統括にする者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ⑨ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(15) 契約解除時の取扱い

- ① 上記(14)に該当し、契約を解除した場合には、国土交通省東京航空局は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる請負費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として国土交通省東京航空局の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 国土交通省東京航空局は、民間事業者が前項の規定による金額を国土交通省東京航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 国土交通省東京航空局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(16) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国土交通省東京航空局が協議するものとする。

(17) 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- ① 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は国土交通省東京航空局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として国土交通省東京航空局の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (ア) 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」とい

う。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(イ) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) 本契約に関し、民間事業者(法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同項第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 民間事業者は上記①の規定による金額を国土交通省東京航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

7 契約により民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

(1) 国土交通省東京航空局が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土交通省東京航空局は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国土交通省東京航空局の責めに帰すべき理由が存する場合は、国土交通省東京航空局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 当該公共サービス実施民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通省東京航空局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国土交通省東京航空局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

8 その他の実施に関する必要事項

会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法(昭和22年法律第73号)

第22条に該当するときは、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省東京航空局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

9 民間事業者の業務の実施体制及び実施方法の概要

航空法、空港法、空港管理規則、航空保安業務処理規程に基づく要領及び警備業法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、必要となる資格及び免許を所持している人員を適切に配置した上で、警備統括、警備システム監視、巡回警備、SRA立入検査、立哨警備、庁舎等警備を実施するものとする。